平成28年(2016年)第2回

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会会議録

8月19日 (金)

午前10時00分 開会

午前12時18分 閉会

(午前10時00分 開会)

〇議長(宮城弘子)

皆さん、おはようございます。

これより平成28年第2回沖縄県後期高齢者医療 広域連合議会定例会を開会いたします。

〇議長(宮城弘子)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

〇議長(宮城弘子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規 定により、議長において10番、城間勇議員、12番、 石原昌雄議員を指名いたします。

〇議長(宮城弘子)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月19日の1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は8月19日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しま した議事日程表のとおりであります。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行い ます。

8番、前田千尋議員、9番、崎元俊男議員、15番、瀬長清議員、18番、新里文彦議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、7月29日付で、沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

その中には、沖縄県後期高齢者医療広域連合監査委員より、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合定例監査結果報告書と、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されており、さらに平成28年1月から6月までの例月現金出納検査結果報告がお手元に配付されておりますので、後ほど

ご確認ください。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療 広域連合長より行政報告の申し入れがありますの で、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

それでは、平成28年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

前回の定例会がことし2月19日に開催されておりますので、その日以降、きょうまでの高齢者医療行政につきまして、概要をご報告を申し上げます。

まず4月1日に定期人事異動がありまして、県内の市町村から7人の新規職員を迎え入れ、また新たな気持ちで平成28年度をスタートさせております。

次に、5月11日に九州連合長会議が南城市において開催をされました。震災で大きな被害を受けました熊本県、大分県について、九州各県で支援・協力を行うことで合意をいたしました。

また、会議の中では、九州各県の後期高齢者の 医療費が全国的に高い状況にあり、前期高齢者の 時点からその対策が望まれることが確認をされま した。

次に、6月8日に全国後期高齢者医療広域連合 長会議が東京で開催をされております。全国各地 区の協議会から出された要望事項として、保険料 の軽減措置の継続、各種保険事業への助成措置、 あんま、マーサージ、はり、きゅう及び柔道整復 に係る医療費の適正化などの7項目についてとり まとめ、渡嘉敷厚生労働副大臣へ厚生労働大臣宛 て要望書が手交をされました。

最後に、平成27年度の決算状況についてでありますが、保険料の収納率につきましては、各市町村の徴収努力もありまして、平成27年度も98.86%と前年度より0.02ポイント向上しております。

また、医療費の総額といたしましては、被保険者の増加等により平成26年度と比較し、約35億円ほど伸びておりますけれども、高齢者の1人当たりの医療費につきましては、近年伸びが鈍化して

きております。このような状況から、特別会計の 単年度の収支決算では、今年度も黒字を確保して おります。

今後、より一層気を引き締め、後期高齢者医療制度の安定的な運営のために努力をしてまいりたいと思っております。

議員の皆様にもご理解のほどお願いを申し上げます。

以上、これまでの広域連合の行政報告を申し上げました。

本日の定例会には、承認案件1件、認定案件が 2件、補正予算2件など、合計5件の議案を提出 しております。

後ほど事務局より説明させますので、ご審議の ほどよろしくお願いを申し上げて、行政報告を終 わります。

〇議長(宮城弘子)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成28年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当より説明させま すので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げ ます。

〇議長(宮城弘子)

外間孝明管理課長。

〇管理課長(外間孝明)

おはようございます。管理課長の外間でござい ます。よろしくお願いします。

承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第30号)が平成28年1月29日に公布され、平成28年4月1日から施行されることを受けて、専決にて条例を改正しました。

改正内容につきましては、後期高齢者医療制度 における保険料負担の適正化を図るため、保険料 均等割額の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽 減及び2割軽減の対象を拡大するものであります。

議案書の4ページ、5ページの新旧対照表をご覧ください。今回改められた箇所を下線でお示ししています。

第14条第1項第2号中の5割軽減の基準については、被保険者に乗ずる金額「26万円」を「26万5,000円」に改め、同項第3号中の2割軽減の基準については、「47万円」を「48万円」に改めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(宮城弘子)

ただいま連合長と管理課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第6、認定第1号、平成27年 度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

認定第1号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。 地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成 27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳 入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会 の認定に付す。

平成28年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当より説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

〇会計室長(赤嶺則子)

おはようございます。会計室長の赤嶺と申しま す。よろしくお願いいたします。

認定第1号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてご説 明させていただきます。

この認定第1号は、地方自治法第233条第3項の 規定により、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広 域連合一般会計の決算を監査委員の審査意見をつ けて議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規 定により、平成27年度における主要な施策の成果 を説明する書類等を提出するものでございます。

別紙といたしまして、一般会計及び特別会計の 歳入歳出決算の概要をまとめました参考資料を配 付しております。

予算科目の説明と前年度決算額との比較資料になっております。決算書及び事項別明細書の確認の際にあわせてご利用ください。

まず議案書の7ページ、8ページ目をご覧ください。

一般会計決算総括における収支実績は、予算現額 2億6,874万3,000円に対しまして、収入済額は2億6,858万2,110円、支出済額は2億4,107万6,012円、歳入歳出差引残額は2,750万6,098円となっております。

はじめに、一般会計の歳入決算執行状況についてご説明いたします。

歳入決算事項別明細書13ページ、14ページ目を ご覧ください。参考資料では1ページ目になりま す。

1款分担金及び負担金。市町村負担の共通経費

の歳入科目となっております。

調定額、収入済額ともに2億4,100万円でございました。

2款国庫支出金。こちらは高齢者医療制度円滑 運営臨時特例交付金の歳入科目でございましたが、 平成27年度より一般会計を経由せずに直接特別会 計にて受け入れることとなったため、歳入額が0 円となっております。

3 款県支出金。こちらは費目存置で収入はございません。

4款財産収入。こちらは後期高齢者医療制度臨時特例基金の決算及び定期利息の歳入科目となっております。

調定額、収入済額ともに14万8,356円でした。

5 款繰越金。平成26年度の収支残高の剰余金額 を繰り越しています。

調定額、収入済額ともに2,741万2,490円です。

6 款諸収入。預金利子及び雑入の歳入科目となっています。

調定額、収入済額ともに2万1,264円でした。

一般会計歳入決算合計は、調定額2億6,858万 2,110円に対して、収入済額も同額の2億6,858万 2,110円でした。

前年度と比較しまして大きく減額している理由 は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の補 助金が、一般会計を経由せずに直接特別会計の2 款で受け入れるようになったためです。

予算現額に対する収入率は99.94%、調定額に対する収入率は100%でございました。不納欠損額及び収入未済額についてはございません。

次に17、18ページ目をお開きください。参考資料は2ページ目をご参照ください。

一般会計歳出決算執行状況についてご説明いたします。

1 款議会費。予算現額399万円に対しまして、支 出済額は221万102円でした。不用額は177万9,898 円、中でも9節旅費の145万9,470円が主な不用額 となっております。

2 款総務費。予算現額 2 億5,993万5,000円に対 しまして、支出済額は 2 億3,886万5,910円です。

前年度と比較して大きく減額しておりますのは、 先ほど歳入の執行状況の説明をさせていただきま したが、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が平成27年度より直接特別会計で受け入れ、執行することになったため、あわせて一般会計の歳出から臨時特例基金への積立金がなくなったことが主な理由となっております。

不用額は2,106万9,090円、そのうち2節の給料455万7,335円と3節の職員手当821万5,139円、4節の共済費391万4,219円が主な不用額になっております。

次に23、24ページをご覧ください。

3款公債費。こちらは費目存置で支出はございません。

4款予備費。予算現額481万7,000円で支出はありません。

予備費充用額は、2款総務費1項1目の印刷製本費へ18万円を充用いたしました。

一般会計歳出決算合計は、予算現額2億6,874万3,000円に対しまして、支出済額2億4,107万6,012円、翌年度への繰越額はなく、不用額2,766万6,988円のうち主なものは、1款議会費の177万9,898円及び2款総務費の2,106万9,090円でした。

予算の執行率は89.75%、歳入歳出差引残額は 2,750万6,098円となっております。

そのほか付属調書といたしまして、25ページ以降に実質収支に関する調書と財産に関する調書を 提出しております。そのほか決算審査の際に提出 いたしました基金の運用状況に関する調書を添付 してございます。

また、68ページから76ページには、監査委員に よる決算審査意見書、77ページに一般会計主要施 策の成果の説明を提出いたします。

並びに、総務課資料の3、4ページに、不用額調べも添付しておりますので、あわせてご査収いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(宮城弘子)

ただいま連合長と会計室長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。 質疑ありませんか。

〇議長(宮城弘子)

質疑がないようでございますので、質疑なしと 認め、これをもって質疑を終結します。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第7、認定第2号、平成27年 度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

認定第2号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成 27年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳 入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して、議会 の認定に付す。

平成28年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(宮城弘子)

赤嶺則子会計室長。

〇会計室長(赤嶺則子)

認定第2号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、ご 説明させていただきます。

この認定第2号は、地方自治法第233条第3項の 規定により、平成27年度沖縄県後期高齢者医療広 域連合特別会計の決算を監査委員の審査意見をつ けて議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規 定により、平成27年度における主要な施策の成果 を説明する書類等を提出するものでございます。

特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。議案書の30、31ページをご覧ください。

特別会計決算総括における収支実績は、予算現額1,423億8,120万3,000円に対しまして、収入済額は1,418億2,649万8,905円、支出済額は1,358億9,285万868円、歳入歳出差引残額は59億3,364万8,037円となっております。

最初に、歳入決算執行状況についてご説明いたします。

歳入決算事項別明細書の36、37ページをお開き ください。参考資料は3ページ目からになります ので、あわせてご参照ください。 1款市町村支出金。市町村拠出の事務費、療養 給付費、市町村を通じて納付されます被保険者か らの保険料及び低所得者等の保険料軽減分に係る 県と市町村の公費補填分となっています。

調定額224億6,122万7,005円に対しまして、収入 済額221億8,311万7,803円、不納欠損額は2目2節 滞納繰越分保険料の1,607万3,475円で、主に生活 困窮及び被保険者死亡等の理由によるものです。

収入未済額は2目被保険者保険料の2億8,480万3,590円でして、その内訳は1節現年度分の保険料で2億2,062万2,384円と2節の滞納繰越分保険料の6,418万1,206円です。

還付未済額は2,276万7,863円ございまして、その内訳は現年度分保険料で2,270万6,966円、滞納繰越分保険料の6万897円でした。

2 款国庫支出金。こちらは国庫分の療養給付費 負担金や高額医療費負担金及び調整交付金、健康 診査事業費等の補助金の歳入科目です。

調定額、収入済額ともに451億496万5,262円でした。前年度と比較して5億円余りの増額になっております。

これは、療養給付費等負担金や普通調整交付金で、それぞれ減額が1億円以上ございましたが、2項6目の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が一般会計から特別会計に移り、7億3,687万6,538円の増額となり、2款の合計としては増えております。

38、39ページをご覧ください。

3款県支出金。県分の療養給付費等負担金及び 高額医療費負担金、それから財政安定化基金交付 金の費目存置としての歳入科目になっております。

調定額、収入済額ともに108億4,448万5,507円、 1項1目の療養給付費負担金が前年度より3億 3,709万7,414円増えたことが増額の主な要因です。 次のページになります。40、41ページをお開き ください。

4款支払基金交付金。国保や被用者保険などの 現役世代が加入する医療保険者からの支援金を受 け入れる歳入科目です。

調定額、収入済額ともに555億2,912万6,000円でした。

5款特別高額医療費共同事業交付金。こちらは

県内において著しく高額な医療費が発生した場合、 その費用を全国の広域連合で支え合う制度です。 国民健康保険中央会に負担金を拠出し、発生分に 応じて国民健康保険中央会より交付されます。

調定額、収入済額ともに4,213万6,683円となっております。

6 款財産収入。保険給付費等準備基金の決算及 び定期利息の歳入科目です。

調定額、収入済額ともに141万4,613円でした。 7款寄附金。費目存置で収入はございません。 8款繰入金。基金からの繰入金となっています。 調定額、収入済額ともに12億1,835万5,672円で した。収入内訳は、保険給付費等準備基金より10 億488万1,000円及び高齢者医療制度臨時特例基金 より2億1,347万4,672円を両基金より繰り入れて おります。

42、43ページをご覧ください。

9 款繰越金。平成26年度の収支差引残高の剰余 金額となっております。

調定額、収入済額ともに66億7,124万9,038円でした。こちらの剰余金は歳出8款の国、県や市町村、また支払基金への償還金に充てられた後、6款の基金積立金と9款の予備費に充てられております。

10款諸収入。被保険者からの延滞金や返納金、 並びに第三者納付金及び預金利息等となっていま す。

調定額2億6,918万174円に対しまして、収入済額2億3,164万8,327円でした。

増額の主な要因は、先に減額が3項4目の第三 者納付金で3,115万16円の減額がございましたが、 5目の被保険者からの返納金が6,083万5,234円増 えたためです。

不納欠損額は3項5目1節返納金の444万7,466 円、収入未済額は3,308万4,381円で、その内訳は 3項4目1節の第三者納付金で2,193万1,576円と、 3項5目1節の返納金で1,115万2,805円となって おります。

特別会計歳入決算合計は、調定額1,421億4,213 万9,954円に対しまして、収入済額は1,418億2,649 万8,905円。

歳入決算全体での増額の主な要因は、2款の国

庫支出金で5億2,350万8,268円、4款の支払基金 交付金で15億7,474万4,198円、9款の繰越金で29 億5,183万9,046円、この3つの合計だけで50億 5,000万円を超えたためです。

不納欠損額は2,052万941円で、うち滞納繰越分の保険料が大きく、生活困窮及び被保険者死亡によるものが主な理由となっております。

収入未済額については、1款の被保険者保険料2億8,480万3,590円、10款3項4目の第三者納付金で2,193万1,576円、続いて5目の被保険者からの返納金1,115万2,805円の計3億1,788万7,971円となっております。

還付未済額につきましては、1款1項2目の保 険料市町村負担金と滞納繰越分保険料の合計で 2,276万7,863円となっております。

なお、予算現額に対する収入率は99.61%、調定額に対する収入率は99.78%となっております。

続きまして、特別会計歳出決算についてご説明 いたします。

議案書の46、47ページをご覧ください。参考資料は5ページ目からとなっております。

1 款総務費。予算現額 4 億9, 192万9, 000円に対し、支出済額は 4 億6, 754万2, 926円、不用額は 2, 438万6, 074円でした。

そのうち1項1目11節の需用費で184万4,104円、 12節の役務費で754万6,658円、13節委託料の1,304 万8,839円が主なものとなっております。

議案書の52、53ページをご覧ください。

2款保険給付費。保険医療機関等への医療費及 び被保険者への高額療養給付費等となっておりま す。

予算現額1,345億9,781万4,000円に対しまして、支出済額は1,295億868万1,680円、不用額は50億8,913万2,320円。うち1項1目の療養給付費だけで46億1,876万2,914円の不用額となっておりますが、保険給付費全体の執行率は96.22%となっております。

議案書の54、55ページをご覧ください。

3款県財政安定化基金拠出金。保険料収納率が 予定していたよりも著しく低くなった場合や、想 定以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足 を補うために、県に設置された基金への拠出金と なっております。

予算現額5,867万円に対しまして、支出済額は5,703万9,812円、不用額は163万188円になっております。

次に56、57ページをご覧ください。

4 款特別高額医療費共同事業拠出金。こちらは 歳入5 款にあります特別高額医療費共同事業交付 金に対する事業費と事務費の拠出金で、国民健康 保険中央会において算出されます。

予算現額5,147万8,000円に対しまして、支出済額は4,701万5,778円、不用額は446万2,221円となっております。

5 款保健事業費。被保険者の健康診査及び健康 増進事業等に要した費用となっています。

予算現額 3 億6,994万4,000円に対しまして、支 出済額は 3 億2,719万540円、不用額は4,275万 3,460円ございました。

主な不用額としては、1目の健康診査費の委託 料で1,773万633円と負担金等で741万3,286円及び 2目のその他健康保持増進費委託料で832万7,727 円と負担金等の735万3,104円がございます。

次に58、59ページをご覧ください。

6 款基金積立金。保険給付費等準備基金への積 立金となっています。保険給付費等準備基金とは、 想定以上の保険の給付を要する事態になったとき、 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、当該不 足額を補填するための財源として設置されている ものです。

予算現額12億1,141万5,000円に対しまして、支 出済額は12億1,141万4,613円。毎年前年度の剰余 金を歳入9款で繰越金として受け入れ、歳出8款 の償還金を除いた額の2分の1以上を積み立てて おります。

7 款公債費。費目存置で支出はございません。 次のページ、議案書の60、61ページ目をご覧く ださい。

8款諸支出金。国、県や市町村及び支払基金へ の償還金と被保険者への保険料還付金等となって おります。

予算現額42億7,505万1,000円に対しまして、支 出済額は42億7,396万5,519円。歳入の9款で前年 度からの繰越金が増額していたため、1項2目の 償還金の額が前年度比より21億212万5,059円増え ております。

不用額は108万5,481円となっています。

9 款予備費。予算現額13億2,490万1,000円で、 支出はございません。

予備費充用額は、1款総務費へ35万1,000円、6 款基金積立金へ74万6,000円、8款諸支出金へ488 万7,000円の計598万4,000円を充用しております。

最後に62、63ページをご覧ください。

特別会計歳出決算合計は、予算現額1,423億 8,120万3,000円に対しまして、支出済額は1,358億 9,285万868円。前年度より58億9,555万9,411円増 額しておりました。

主な要因として、2 款保険給付費で32億8,817万 1,296円、6 款の基金積立金で4億2,974万5,530円、 8 款の諸支出金の償還金等の21億674万4,867円が 挙げられます。

翌年度への繰越額はございません。

不用額は64億8,835万2,132円となっておりまして、2款保険給付費の50億8,913万2,320円及び9款予備費の13億2,490万1,000円が主な不用額となっております。

予算現額に対する執行率は95.44%。歳入歳出差 引残額は59億3,364万8,037円となっております。

そのほかの付属調書といたしまして、64ページ は歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 を差し引いた実質収支に関する調書となっており ます。

次に、一般会計と同じものになりますが、65ページに財産に関する調書を提出しております。そのほか決算審査の際に提出いたしました基金の運用状況に関する調書と補助金に関する調書を添付いたしました。

68ページからは監査委員の決算審査意見書、80ページから特別会計主要施策の成果の説明を提出しております。

また、総務課資料の5ページから9ページにかけて、不用額の調べの内容を提出しております。

管理課資料の11ページ以降には、不納欠損の状況を提出してございますので、あわせてご参照の上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〇議長(宮城弘子)

ただいま連合長と会計室長より説明が終わりま した。

これより本案に対する質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第8、議案第12号、平成28年 度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予 算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

議案第12号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合一般会計補正予算(第1号)。

平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般 会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ る。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,750万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,051万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

〇総務課長(嘉陽宗幸)

おはようございます。総務課長の嘉陽と申しま す。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号、平成28年度沖縄県後期 高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)に ついてご説明いたします。

議案書は、85ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出とも2,750万6,000円を

追加し、総額2億7,051万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、議案書の90ページ、91ページからの事項別明細書によりご説明いたします。 歳入です。

5 款繰越金。先ほど決算でご説明いたしました 平成27年度の実質収支額2,750万6,000円を、前年 度繰越金として増額補正いたします。

次に、歳出について92、93ページをお開きくだ さい。

2款1項1目23節償還金。前年度繰越金2,750万 6,000円を全額市町村共通経費精算金として償還 いたします。

以上が、一般会計補正予算の説明となります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。 (「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第9、議案第13号、平成28年 度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予 算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

議案第13号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別 会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによ る。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59億9,347万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436億3,642万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の 金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。 平成28年8月19日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(宮城弘子)

嘉陽宗幸総務課長。

〇総務課長(嘉陽宗幸)

議案第13号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合特別会計補正予算(第1号)についてご説 明いたします。

議案書は、95ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出とも59億9,347万円を追加し、総額1,436億3,642万8,000円とするものです。 詳細につきましては、議案書の100、101ページ

からの事項別明細書によりご説明いたします。

歳入です。

1款市町村支出金1項3目療養給付費負担金2 節過年度分として5,641万3,000円の増額補正です。 市町村療養給付費負担金の不足分となっております。

2款国庫支出金2項3目医療費適正化等推進事業費補助金250万円の増額補正です。市町村医療費適正化等推進事業に係る補助金となります。

9 款繰越金、59億3,364万7,000円。先ほど決算 でご説明いたしました平成27年度の実質収支額を 前年度繰越金として増額補正いたします。

10款諸収入3項2目返納金91万円。長寿健康増進事業補助金の市町村からの返納金でございます。 次に、歳出につきまして102ページ、103ページをお開きください。

1 款総務費1項1目1節報酬、4節共済費、9 節旅費につきましては、療養費点検嘱託員の増員 による107万5,000円の増額であります。23節償還 金、市町村共通経費精算金4,955万6,000円。市町 村への償還金であります。

104ページ、105ページをお開きください。

5 款保健事業費 1 項保健保持増進事業費 2 目その他健康保持増進費13節委託料から 9 節旅費へ37万円の組替えでございます。19節医療費適正化等推進事業費補助金として、糸満市へ補助をいたします。

106ページ、107ページをお開きください。

6 款基金積立金1項1目25節積立金11億8,700 万円。平成27年度の収支額精算後の残額の2分の 1以上を保険給付費の財源として充てるために積 み立てをいたします。

108ページ、109ページをお開きください。

8 款諸支出金1項2目23節償還金35億1,809万 3,000円。療養給付費、高額医療費等の国、県、市 町村への償還金及び支払基金への償還金となって おります。

110ページ、111ページをお開きください。

9 款予備費、12億3,524万6,000円。剰余金を予 備的経費として増額いたします。

以上が、特別会計補正予算の説明となります。 ご審議よろしくお願いいたします。

〇議長(宮城弘子)

ただいま連合長と総務課長より説明が終わりま した。

これより本案に対する質疑を許します。 質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第10、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。順次、発言を許します。

大石行英議員、登壇願います。

〇大石行英議員

各市町村を代表してご参加いただいております 広域の議員の皆様、そしてまた13万余の後期高齢 者の沖縄の先人たちの医療福祉をどうするかとい うことで、日々額に汗して頑張って支えていただ いてくださってます職員の皆様、そして連合長、 副連合長の皆様、おはようございます。

私は400キロ離れた石垣島からやってまいりました。ちょうど高速インターでおりまして、赤いバッグを背にかつぎながら海岸線をずっと歩いて

ますと、潮の香り、潮騒、そしてまた野鳥のさえずり等を聞きながら、しっかりと歩きながら、私は何のために広域の議員になったのか、あるいはまた広域連合の真の使命とは何なのかを思索しながら歩いてまいりました。これが本当にアルキメデスの原理なのかなと思いながらてくてくと歩いてまいりました。貴重な時間をいただきました。

質問時間も限られておりますので、質問の要旨 を述べて質問させていただきます。

健康寿命を伸ばし、長寿日本一を目指すことについて質問をいたします。3項目質問いたします。

1項目は、健康寿命を伸ばし、長寿日本一を目 指す意義についてであります。

なぜこの質問をするかと申しますと、広域連合 が究極的に目指すべき目標であると思うからであ ります。

意義についてどのようにお考えなのか、ご意見 を賜りたいと思います。

2項目目であります。広域連合のこれまでの取り組みと強化についてでございます。

大事なことは、より効果の高い事業を展開し、 確実に成果を上げることであります。

2040年という日本一の長寿の目標年が決まった 以上、これまでの事業の検証とともに斬新的な取 り組みも不可欠だと私は思いますが、ご見解を賜 りたいと思います。

最後に3項目目です。広域連合として長寿日本 一を目指すための未来へのビジョンについてでご ざいます。

健康長寿も平均寿命も日本一となり、後期高齢者の皆さんが日本一輝く島になったとき、この島は間違いなく世界に光を放つ島になると私は確信しております。未来へのビジョンについてどのようにお考えなのか、ご見解を賜りたいと思います。以上3項目、簡潔に質問要旨を述べさせていただきました。誠意あるご答弁を強く望むものであ

〇議長(宮城弘子)

ります。よろしくお願いいたします。

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

事業課の玉城と申します。よろしくお願いしま す。 まず大石議員の質問事項1.健康寿命を伸ばし、 長寿日本一を目指す意義についてお答えいたしま す。

私たちの国、日本におきましては、男女ともに 平均寿命で世界最高水準を達するまでになってい ますが、沖縄県におきましては、平成22年時点で 女性が1位から3位へ、男性が25位から30位に順 位を下げております。

順位低下の原因としましては、平均寿命の延びが他県より鈍化したことによるものでございますが、その要因としましては、本県の20歳から64歳までの働き盛りの世代におきまして、がん、急性心筋梗塞、脳血管疾患といった生活習慣病の合併症や、アルコールを原因とする肝臓病、自殺による死亡率が全国に比べ高いことが挙げられております。

そのような中、沖縄県では、健康おきなわ21を 策定し、2040年に男女とも平均寿命の都道府県別 順位1位を目標として、健康長寿おきなわの復活 を目指し、推進している状況でございます。

県民一人ひとりの健康の実現のために、県や市町村、関係機関、団体等が一体となりまして、健康づくり運動を県民全体で取り組むことにより、働き盛りの生活習慣病の予防、死亡率を減少させることを目指し、施策を県全体で展開しているところでございます。

健康で長生きすること、いわゆる健康寿命を伸ばして長寿日本一を目標にしていくことは、沖縄県の高齢者の方々が生き生きとした生活を過ごし、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることにつながります。

そういうことにおきまして、長寿日本一を目標とすることにつきましては、大変意義のある目標であると考えているところでございます。

続きまして、質問事項2. 広域連合のこれまでの 保健事業の取り組みと強化についてお答えいたし ます。

広域連合のこれまでの主な保健事業としましては、長寿健診事業、重複頻回受診者に対する訪問指導事業、また市町村の計画する健康増進事業に対して補助金の交付をすることなどにより、後期高齢者の皆様の健康保持増進を図ってまいりまし

た。

また、平成27年3月に策定したデータへルス計画におきましては、沖縄県の後期高齢者に対する保健事業施策を推進するため、広島大学院と沖縄県広域連合との共同により、高齢者の医療レセプトの詳細を分析し、医療費分析報告書としてまとめたところでございます。

その結果より、沖縄県の後期高齢者医療費の特徴としまして、全受療者の1割が全体の約50%の医療費を使用し、更に全受療者のうち2割が約70%の医療費を使用している。つまり、高額の治療を受けている少数の方々が、医療費の大部分を消費していることが明らかになっております。

また、後期高齢者の疾病構造としましては、大 腿骨骨折、生活習慣病といわれている慢性疾病が 上位を占めております。そういった方々に適切な 保健指導を行うことで、疾病の重症化予防をでき るということもわかりました。

このような結果を受けまして、広域連合においては、これまで取り組んできた重複頻回受診者への訪問指導事業に加えて、重症化予防の取り組みとしまして、今年度より新たに、健康指導が必要な方300名に対しまして訪問指導事業を実施することとなっております。

要医療指導者に対する健康指導を行い、疾病の 早期発見、早期治療により重症化を予防すること で、沖縄県後期高齢者の健康寿命延伸を図ってま いりたいと考えております。

最後に、3. 広域連合として、長寿日本一を目指すための未来へのビジョンについてお答えいたします。

健康寿命の延伸のためには、先ほどもご説明しましたように、やはり疾病の重症化を予防することが重要であると考えております。

広域連合としましては、今後増加していく被保 険者の方々に対して、保健指導をしっかり行って いきたいと考えております。

さらに、将来的には、住民の方々が前期高齢者 から後期高齢者へ移行する中で、世代間で切れ目 のない支援を行えるよう、市町村の国保をはじめ、 他の保険者とも連携・協力しながら保健事業を展 開することにより、県民の健康寿命の延伸を図っ てまいりたいと考えております。以上でございます。

〇議長(宮城弘子)

大石行英議員。

〇大石行英議員

ただいま、おおむね前向きなご答弁をいただき ました。

さらに1項目目の意義について、一歩踏み込ん で再質問させていただきたいと思います。

先ほど課長から、女性が1位から3位に転落したと、そして男性が25位から30位に転落したという実情をご紹介いただきました。

これはそのまま転落を続けていくのか、あるいはまた反転攻勢に転じて、これから平均寿命の挽回を図っていく様相は、今現在どうなっているのかということについて説明をお願いします。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

大石議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、挽回していくような施策等、状況はあるのかというご質問だと理解しておりますが、先ほどもご説明しましたように、今まで広域連合としましては、健康診査事業や重複頻回受診者への訪問指導事業等を主に行ってきたところでありますが、分析結果等から、やはり疾病の予防あるいは重症化の予防というのが本当に後期高齢者の方々に対しましても大変有効で重要なことであるということが今わかっておりますので、今年度から保健指導のほうを広域連合が直営ということで、市町村の協力できる皆様から協力を受けながら、また私どもとしましても個別契約にて指導員のほうと直接契約しまして、事業を進めているところでございます。

そういったことを進めながら、さらにこれから 健康寿命の延伸を図っていくには、やはり市町村 の皆様とさらに呼びかけを行いながら、きめ細や かな保健事業、保健指導を実施していく必要があ ると思いますので、粘り強くその辺を、今後保健 指導を徐々に拡大強化していくような形で進めて いくことにより、大石議員が言われました健康長 寿、最終的にはそういった2040年に向けまして健 康長寿おきなわの復活を目指して、私どもも沖縄 県の目標に沿いながら、実現に向けて保健指導、 保健事業をしっかりやっていきたいと思っている ところでございます。

〇議長(宮城弘子)

大石行英議員。

〇大石行英議員

それでは、ちょっと視点を変えまして、先ほど 健康寿命ということで質問いたしましたけれども、 日本の健康寿命は情報によりますと世界一だとい うことも伺っておりまして、男性が70.42歳、女性 が73.62歳ということでございますが、はたして沖 縄県の健康寿命の位置づけといいますか、そこら 辺はどのようになっているかご説明を願います。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

ただいまの大石議員のご質問のほうでは、沖縄県の健康寿命が今どの位置にあるのかということでのご質問ということでよろしいでしょうか。

今、私の手元にある資料につきましては、平成22年時点での沖縄県の平均寿命のほうが男性で79.4歳、女性で87歳ということになっております。これが平均寿命でございます。

また、平成22年度の沖縄県の健康寿命のほうが、 男性では70.8歳、女性では74.8歳ということになってございますが、全国的な位置からしますと、 男性の70.8歳につきましては、全国では14位ということに現在なっております。そして女性の74.8歳につきましては、全国的に見ますと4位というような状況の今位置にいるところでございます。

〇議長(宮城弘子)

大石行英議員。

〇大石行英議員

男性が14位、女性が4位と。油断をしなければ、 しっかりと日本一を目指す射程距離にあるという ふうに私は思います。

その中で健康寿命を伸ばす意義について、先ほど課長も、生きがいに満ちあふれた豊かな人生を 謳歌するために大変必要であるというふうに答弁 されました。

ですから広域連合として、健康寿命を伸ばすこ

とにいかに情熱を注ぐかということは極めて大事なことでございまして、また広域で75歳以上のお年寄りの方々が疾病に入る段階、何が一番多いのかということで、大腿骨骨折が一番多いというふうに伺いました。

いわゆる転倒による疾病の開始だということで ございますが、私は原因がはっきりした以上、転 倒予防にどういう対策を打つかということは、極 めて私は大事だと思いますので、41市町村、転倒 予防の事業をどう展開するかということについて、 情報なり、助言なり、アドバイスなり、あらゆる 支援を強力に行うべきだと思いますがいかがでし ょうか。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

お答えします。

大石議員のおっしゃるとおりでして、平均寿命 及び健康寿命の延伸を図るためには、やはり強力 に推進していかなければならないと考えていると ころでございますので、これからまたいろんな関 係団体、市町村の担当者の皆様と、協議、ご助言 等をいただきながら、事業につきまして今後推進 していきたいと考えております。

〇議長(宮城弘子)

大石行英議員。

〇大石行英議員

転倒予防事業についても、市町村と相談しなが ら推進していきたいという前向きな答弁をいただ きました。

やはり何事も目標が大事です。2040年に長寿日本一を目指すということでございますので、健康寿命、今4位、それから14位ということでございますので、この沖縄県の後期高齢の健康寿命、いつまでに日本一を目指すという目標をしっかりと設定することも大事だと思いますがいかがでしょうか。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

沖縄県のほうで、現在健康おきなわ21で2040年

までに健康長寿おきなわ復活ということで目指してございますので、そういった県の計画等と連動しながら、目標を県のほうで全体的に設定されていますので、当広域連合としましても、今後保健事業を一緒に推進していきたいという考えでございます。

〇議長(宮城弘子)

大石行英議員。

〇大石行英議員

2040年、これから24年間の長期の目標になるんですけれども、ちょっと長すぎると思いますね。

ですから5年スパン、あるいは10年スパンで健康寿命を広域連合が主軸となって、推進役となって進めていくんだという、もうちょっと強固な姿勢が大事かと思いますけど、今一度よろしくお願いします。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

お答えいたします。

大石議員のように、積極的に事業を推進していくべきじゃないかという議員の皆様の意見もございますので、広域連合としましても各市町村のほうに強力に呼びかけしながら、できるだけリーダーシップを発揮するような状況で保健事業の推進、支援を行っていきたいと考えているところでございます。

〇議長(宮城弘子)

大石行英議員。

〇大石行英議員

課長の思いはしっかりと伝わりました。

なぜ目標が大事かと申しますと、アメリカの有名なキング博士の師匠が「人生の悲劇とは目標が達成できないことではない。達成しようとする目標を持たないことが悲劇である」こういうふうに名言を述べております。

ですから、24年間の目標だというと、後期高齢、80歳の方はもう100歳になってしまいますね。待ったなしですね。健康寿命をいつまでにやるかという目標は、もっと具体的に5年なら5年、10年なら10年のスパンを決めて取り組まなければいけないことだと思います。これほど重要なことだと私

は思います。

改めて、常に四六時中、後期高齢者の皆さん方の健康をいかにするかということに専念されておられます事務局長の森東局長から、その思いを語っていただければありがたいと思います。

〇議長(宮城弘子)

森東清正事務局長。

〇事務局長(森東清正)

事務局長の森東です。

大石議員、大変積極的なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

健康長寿は、やはり大腿骨折が原因とか、うつになるとか、そういうことで寝たきりになってしまうということが一番重症化する原因だというふうに言われていますので、この辺の絞り込みをしながら、転倒予防をどうするか、うつ病にならないようにどうするかとか、そういうことをまた具体的に分析しながら、積極的に進めてまいりたいと思いますので、これから皆さんご協力よろしくお願いします。

〇議長(宮城弘子)

大石行英議員。

〇大石行英議員

事務局長、リーダーシップを発揮していただい て、積極的にこの転倒予防事業も含めて、目標に 向かって全力で取り組んでいただきたいと思いま す。

そしてこの転倒予防にあわせて、やはりメンタルの部分、体の転倒だけじゃなくて心の転倒予防 事業ということも考えたときに、非常に重要な視 点が生まれてくると思います。

やはりアフリカの名言の中に、「1人の老人が死ぬということは、1つの図書館が消滅することに等しい」というふうに言われています。

この長年の人生の経験、それからありとあらゆる試練を乗り越えて人生を生き抜いてきた。またあらゆる辛酸をなめながら、なおかつ負けずに青春を生き抜き、ときには恋をし失恋をし、そして子育てをしながら、私たちのこの沖縄をつくってきたというまさに大事な沖縄の宝でございます。

そういう先輩たちのメンタル面の転倒予防とい うことを含めたときに、いかに先輩方に励ましを 送るか。

ちなみに「励まし」という字は、歴のがんだれ に万の力と書きます。要するに先人たちの歴史を 語ることによって、万の力を送ることができると。 いわゆるこの先輩たちに、希望と勇気と安心を どう送るかという施策が非常に大事になってまい ります。

私の好きな詩の中に「青春とは人生のある時期ではなく、心の持ち方をいう。人は信念とともに若く、疑惑とともに老いる。人は自信とともに若く、恐怖とともに老いる。希望ある限り若く、失望とともに老い朽ちる。青春とは人生のある期間をいうのではなく、心の様子をいうのだ」というサミエル・ウルマンの詩がございますけども、まさに先輩たちにこの青春の詩を送りながら、なおかつフライシュレンというドイツの詩人は、「心に太陽を持て」、そしてその結びに「唇に歌を持て。カーではりますが、先輩たちに古今東西の詩を送りながら、名言を送りながら、この詩の国、歌の国、舞の島の先輩たちをどう励ますかという、励ましの訪問対話事業も非常に重要になってきます。

そのメーッセージをどう送るか。これはやっぱり我々広域の議員と広域の事務局の皆さんの腕にかかっておりますが、連合長いかがでしょうか。

〇議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

大石議員の、後期高齢者を励まして、生きがいを持たせて健康長寿を目指すという励ましが、一番似合う連合長ではないかなと思っておりますが、大石議員に励まされて、私ども職員一丸となって、41市町村関係部署とも連携をとりながら、おっしゃるように40年といわず早目に健康長寿日本一を取り戻すべく頑張ってまいりたいと思っております。

貴重なるご提言、そしてまた地球儀をまさに一望するようなすばらしい経験値のある大石議員のお言葉でありますので、今後も私ども職員も参考に、それを念頭に置きながら頑張ってまいりたいと思っております。激励のお言葉、まことにありがとうございます。

〇大石行英議員

ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。

〇議長(宮城弘子)

これをもって、大石行英議員の一般質問を終わります。

次に、伊敷幸昌議員の一般質問を許します。

〇伊敷幸昌議員

おはようございます。糸満市の伊敷と申します。 議場の皆さん、よろしくお願いします。

それから、傍聴席の糸満市の職員の皆さん、お 疲れさんでございます。

それでは、一般質問を行います。

市町村の療養費負担金の軽減について、項目 1. 国保では施設の集中する市町村や高額療養費が多い市町村、また精神疾患が多い市町村について、その負担を軽減する施策として、それぞれ住所地特例、高額療養費に対する支援として国・県補助金、そして特別調整交付金として国補助金があります。

しかしながら、後期高齢者医療については県内 市町村間の住所地特例はないようですが、ご高齢 のほとんどの方が施設に入所されるという後期高 齢者特有の状況において、施設が集中する市町村 では、そうでない市町村より療養費の負担が重く、 厳しい財政状況をさらに圧迫している状況であり ます。

国と後期広域連合間では、高額療養補助金や特別調整交付金によりその緩和措置はとられていることになっていますが、その補助は広域連合内にとどまり、負担した市町村の緩和には至っておりません。

そこで、施設の集中する市町村に対し、広域連合として何らかの軽減措置をとる必要があるのではないですか、伺います。

項目 2. 上記について市町村ごとの内訳はおの おのどうなっていますか。過去 5 年間の推移につ いて教えてください。

以上、論壇での質問を終わります。連合当局の 誠実な答弁をお願いいたします。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

伊敷議員のご質問事項、市町村の療養費負担金の軽減について、施設の集中する市町村に対して 広域連合として何らかの負担軽減措置をとる必要 があるのではないかというご質問についてお答え いたします。

まず、住所地特例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第55条において規定されているところでございます。

後期高齢者医療制度におきましては、各市町村から構成されている広域連合が保険者として事業を運営していることから、市町村が保険者となっている国民健康保険とは違い、市町村をまたぐ住所変更を行った場合でも、広域連合の区域を越えない場合にはこの住所地特例は適用されないこととなっております。

次に、後期高齢者医療給付費の費用負担につき まして少し説明させていただきたいと思います。

後期高齢者医療給付費の費用負担については、 国、県、市町村、現役世代、被保険者が、高齢者 の医療の確保に関する法律により定められた一定 の負担割合を負担することとなっております。

負担割合については、国の負担が12分の3、県の負担が12分の1、市町村の負担分が12分の1となっております。

この定率負担は、後期高齢者医療制度の主要な 財源となっているところでございます。

また、現役世代が加入している医療保険者から 賄われる後期高齢者交付金が約4割、被保険者の 納める保険料が約1割で賄われております。

また、その他の財源としまして、高額な医療費について広域連合の負担を軽減するための国、都道府県による高額療養費負担金、被保険者の所得に開きがあることで生じる広域連合間の財政の不均衡を是正するための普通調整交付金、災害などの特別な事情がある場合に交付されます特別調整交付金などがございます。

このように高額療養費負担金、調整交付金等に つきましても、市町村負担金などと同様に、後期 高齢者医療給付費などに必要な財源としまして、 事業を運営する広域連合に対して補助、交付され ているところでございます。 ただいま、議員ご質問の市町村に負担していただく療養費負担金の算定についてですが、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第9条におきまして、「市町村が後期高齢者医療広域連合に対して負担する額は、当該市町村がその保険料を徴収する被保険者にかかる負担対象額の12分の1に相当する額とする」と定められております。

また、九州各県の後期高齢者医療広域連合においても、当広域連合と同様、法律に基づき、当該市町村被保険者の給付費の実績12分の1を算定しているところでありまして、その他市町村の特別な事情等について考慮し、算定しているところは今のところございません。

厳しい財政事情であることをお察しいたしますが、市町村療養費負担金についても、国、県、被保険者の保険料及び現役世代の負担と同様に、法律に規定される定率負担となっていますことより、今後の後期高齢者医療制度の安定的な運営のために必要とされる大切な財源であることをご理解いただきたいと思います。

このように、医療給付費の財源の確保としまして、保険者である広域連合に対し補助・交付されているところでございますが、伊敷議員のご指摘する市町村に対する支援という視点では、今のところ国による負担軽減などの措置は整備されていないのが現状でございます。

施設が集中し、療養給付費が負担となっている 市町村に対しまして、負担軽減について広域連合 として今後どのようなことが可能か、他の広域連 合が市町村に対する支援として取り組んでいる事 例などがあるのか、今後情報収集等に努めてまい りたいと考えております。

次に、議員の質問事項2つ目の、市町村ごとの 療養給付費負担金、過去5年間の推移についてお 答えいたします。

本日皆様のお手元に、参考資料として市町村の 療養費負担金年度別推移(平成23年度~27年度) ということで、5年間の推移を手元のほうに配付 してございます。その資料に基づきご説明させて いただきます。

まず、沖縄県41市町村全体の療養給付費につい

て、平成23年度は約88億7,000万、一番下のほうの 沖縄県という合計のところでございます。

平成27年度につきましては、今後、国への実績報告の後に確定するため、今のところ見込額となりますが約100億円となっており、4年間で11億3,000万円の増となっているところでございます。

また、市町村別に療養費負担金の額の多いところを見てみますと、那覇市が平成23年度約21億7,000万円、27年度見込額約24億7,000万円と約3億円の増額、沖縄市が23年度約6億6,600万円、27年度見込額が約8億700万円と約1億4,000万円の増となっているところでございます。

また、議員選出の糸満市におきましては、23年度が約3億9,800万円、27年度見込額が約4億2,800万円と約3,000万円の増となっているところでございます。

その他の市町村の内容の詳細につきましては、 参考資料を各議員の皆様でご覧になっていただき たいと思います。以上でございます。

〇議長(宮城弘子)

伊敷幸昌議員。

〇伊敷幸昌議員

それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど演壇でも大まかな説明を行いましたけれ ども、もう少し説明を加えながら再質問をさせて いただきます。

答弁によりますと、国からの提示はされてないということと、あと九州各県でもこれから情報収集をするということでありますけれども、とりわけ糸満市の状況で説明をさせていただきながら、国あるいは地方は別にしまして、おのおのの地域の実情に合わせて緩和措置をやる必要があると思っております。

その中で高額療養の補助金についてですけども、 高額医療費に対する支援は、高額の医療費による 財政影響を緩和するために1件80万円を超えるレ セプトに係る医療費の一定部分について、国、県 が4分の1ずつ負担することになっております。

そのことから、高額レセプト支援金として療養 費を負担した市町村へ、広域を介して交付される べきと思われるわけであります。

それを連合内部に保留をしている理由について

伺います。

もう1つは、特別調整交付金についてですけど も、本交付金につきましても、精神疾患入院病棟 のある市町村においては、退院後も医療機関周辺 に在住することが多いことから、当該市町村の療 養費負担金が過重となる傾向があり、当該市町村 の負担軽減のための制度であります。

そのことから、特別調整交付金として療養費を 負担した市町村へ広域を介して交付されるべきと 思われますが、同じく連合内に内部保留している 理由について、この2点について説明を求めたい と思います。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

今のご質問についてお答えいたします。

まず、高額療養費についてということでございますが、先ほどもご説明を申し上げてはいますが、この高額療養費、また今もう1つご質問のございました特別調整交付金にございましても、高齢者の医療の確保に関する法律あるいは政令等により、全市町村で構成されています沖縄県広域連合の全体の給付費の財源の確保として、各市町村及び国、現役世代、そしてその他の財源の確保といたしまして、今議員のご質問のございます高額療養費、特別調整交付金等があるというふうに定められております。

それにつきましては、あくまでも視点としましては、市町村がそういった特別な事情による視点というものというよりは、広域連合に対しての財源の確保の補助として規定されているというふうに、今のところ私どもとしては考えておりますので、そういったことで補助金のほうを受けて、また沖縄県の保険者の広域連合全体の被保険者のための給付費としまして交付、また財源を賄っているというふうに考えているところでございます。

〇議長(宮城弘子)

伊敷幸昌議員。

〇伊敷幸昌議員

なかなか難しい答弁だと思いまして、いろいろ 事情もあると思うんですけども、特に糸満市にお きましては、先ほども、何度も述べますけれども、 私も担当からいろいろお話を聞きましたら、私どもにしましても、あまりにも財政が厳しいんであれば、他市町村の皆さんは引き受けないほうがいいんじゃないかと、そこまで言ったわけですけれども、しかしながらそうはいきませんということであります。

もう答弁も同じことを繰り返すことになります ので、これ以上しつこくは言いませんけれども、 とにかく地方の、要するに状況をもう一度勘案し ながら、検討する必要があると思うんですけども、 先ほどいろいろ調査をするということでありまし たけれども、調査するだけじゃなくて、検討しな がらそれに対応していくと、そういうことができ ないかどうか伺いまして、私の一般質問を終わり たいと思います。

〇議長(宮城弘子)

休憩します。

(午前11時40分 休憩) (午前11時41分 再開)

〇議長(宮城弘子)

再開します。

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

ただいまの伊敷議員のほうで、今後検討できないかということでお話がありましたので、その点についてお答えしたいと思います。

先ほど、制度的には広域連合に対する補助金等でございますので、厳しいかというようなお話をいたしたところでございますが、今後、まだ九州各県ではそういった市町村の特別な事情によって財源の軽減措置等については図られてないという状況で確認はしておりますが、では全国的に見て各広域連合が各市町村に対して、そういった状況を考慮しながらやっていくような動きがないのかどうか、あるいはそういった制度等で国が動いているものがないかどうかにつきまして、また今後研究させていただきたいと、まず思っているところでございます。

また、実際今のところ、そういった財源措置が とれるかどうかにつきましては、正直なところ広 域連合での事務の流れが今後どうなっていくのか、 そういったことまで事務の煩雑さ、あるいは広域 連合が取りまとめてそういった軽減的な事業をやることについて、いろいろな課題が生じるというふうに考えているところでもございますので、その辺につきましても、今後事務的な流れにつきましても少し研究を重ねながら、情報収集等を含めて行っていきたいと考えているところでございます。

確かに市町村の皆様から、研修会等でそういったことで少し考慮していただけないかということで、これまで質問等も研修会の場でございましたこともありますので、できるだけ市町村の皆様と協議する場も持ちながら、情報収集に努めていきたと考えているところでございます。

〇議長(宮城弘子)

これをもって伊敷幸昌議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(午前11時44分 休憩) (午前11時55分 再開)

〇議長(宮城弘子)

休憩前に引き続き、会議を開きます。 高橋真議員の一般質問を許します。

〇高橋真議員

皆さん、こんにちは。沖縄市選出の高橋真と申します。今回で4回目の一般質問をさせていただきます。お役に立てるよう一生懸命頑張ってまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問の通告書に基づきまして一般質 問を始めさせていただきます。

質問事項の1でございます。広域連合保健事業 の取り組みについてお尋ねいたします。

当広域連合と窓口となる市町村との連携は、保 健事業を推進する上で大変重要なことだと認識を しております。

質問要旨の(1)市町村との連携に向けた取り組 みについて。

ア. 特別対策補助金について十分な周知が図られ、使いやすい補助メニューとして活用がなされているか、これまでの実績、現状と課題、今後の展望をお伺いいたします。

課題を明確にして、使いやすいよう当広域連合 は努力すべきではないかと考え、質問をさせてい ただきました。

続きまして、イ. 訪問指導事業についてお尋ねを いたします。

- (ア)広域連合の方針について。
- (イ)課題とは何か。
- (ウ)今後の方向性について教えていただきたいと思います。

この事業も市町村によって取り組みの濃淡がある印象を受けております。当広域連合の方針や方向性をきちんと示す必要があると考え、質問させていただきました。

以上、壇上より1回目の質問を終わります。再 質問は自席で行います。

〇議長(宮城弘子)

玉城悟事業課長。

〇事業課長(玉城悟)

ただいまの高橋議員の質問事項 1. 広域連合保健事業の取り組みについて、市町村との連携に向けた取り組みについて、特別対策補助金について十分な周知が図られ、使いやすい補助メニューとして活用がなされているか、これまでの実績、現状と課題、今後の展望ということについてお答えいたします。

市町村への特別対策補助金としましては、市町村の長寿・健康増進事業に活用されており、これまでの補助実績としまして、平成26年度は22市町村の27事業へ2,554万4,993円、平成27年度は16市町村の21事業へ2,428万5,941円の補助を行っております。

26年度と比べて27年度が、実施市町村、事業数、 補助額全てで減少していますが、その理由としま しては、肺炎球菌ワクチンの接種が義務化され、 補助の内容から外れたことによるものでございま す。

28年度、今年度の状況としましては、当初の計画で14市町村から21事業の申請があり、3,090万4,706円の補助を予定しております。

昨年より実施市町村が2つほど減りましたが、 新たに2つの事業申請が増えているため、事業数 としては変わらず、補助額は増加しているところ でございます。

補助金の申請をしたのが、県内41市町村中14市

町村にとどまっており、事業に積極的な市町村と そうでない市町村に、高橋議員の言うように差が 見られるような状況でございます。

今後は、保健事業に取り組んでいません27市町村への周知等が課題となっているところでございます。

しかし、後期高齢の担当課と実際に保健事業を 担当する課が分かれている市町村がほとんどであ り、制度開始当初より、75歳以上の後期高齢者へ の保健指導が市町村から離れたことによるやりづ らさを私どもとしても感じているところでござい ます。

被保険者の皆様が、居住する市町村で切れ目のない支援を受けるためには、市町村の後期高齢担当課以外にも、健康増進事業の担当課、介護予防事業担当課との連携、そして事業実施の協力が必要であると考えております。

広域連合としましては、昨年より県内の保健師が集まる特定保健指導研修会、沖縄県介護保険広域連合、また県内11市の介護保険担当者が集まる老人福祉研究部会にて、補助金の趣旨や活用方法の説明を行っているところでございます。

今後も引き続き、関係する機関に対しまして積極的に呼びかけを行い、特別対策補助金等について有効的な活用を周知していきたいと考えております。

続きまして、訪問指導事業につきまして、市町村との連携に向けた取り組みについて、まずア. 広域連合の方針についてお答えいたします。

今年度から初めて広域連合が主体で訪問指導事業を行うこととなり、まだ試行錯誤中ではございますが、きめ細やかな保健事業を行うためには、やはり市町村の協力が不可欠であると考えております。

基本的には市町村である程度訪問指導事業を引き受けていただき、不足する部分を広域連合が契約した訪問指導員が訪問していくという方針で取り組んでいきたいと考えております。

次に、市町村との連携についての課題について お答えいたします。

広域連合は、訪問指導事業を市町村への委託と 訪問指導員の委託の今回2つの方法で実施してい るところでございます。

しかしながら、実際市町村の保健事業担当者との話し合いをやった中では、市町村では限られた人員で業務を行っており、なかなか後期高齢者の訪問指導を引き受ける業務的な余裕がないということをお伺いしている市町村のほうもございます。

また、全国的に保健師や看護師といった医療専 門職が不足しておりまして、訪問指導員の確保も 難しい状況もございます。

今後、継続的に訪問指導を実施していくために は、協力できる市町村と訪問指導員の確保が課題 となっていきます。以上が課題でございました。

そして、最後に市町村との連携について、今後 の方向性についてお答えいたします。

今年度は広域連合が直営で実施する訪問指導事業は初年度となるため、まずは協力していただけるところが9町村ございまして、その9町村で成功させて、取り組みの成果を次年度以降、他の市町村へも広げていきたいと思っております。

将来的な保健指導の方向性としましては、市町村に居住する住民が前期高齢者から後期高齢者に移行する中で、引き続き市町村が保健指導を実施していくことが望ましいと考えております。

広域連合としましては、特別対策補助金などの 財政的な支援をしながら、市町村で指導員などが 不足する部分があれば広域連合が補い、お互いに 連携、協力できるような体制を今後整備していき たいと考えております。以上でございます。

〇議長(宮城弘子)

高橋真議員。

〇高橋真議員

事業課長、答弁ありがとうございました。

質問の要旨のイ.の訪問指導事業についてから ちょっと述べたいと思います。

この訪問指導事業ということについては、いわゆる当広域連合の方針といたしましては、引き続き前期高齢者から後期高齢者に移るという観点からいきますと、市町村が保健指導を実施することが望ましいというのが当広域連合の見解ということなのであれば、年度当初から予算を組み立てられるようなくらいの対応が非常に重要かなというふうに考えております。

市町村におきましては、年度途中で補正を組んで事業を実施するのは、計画行政の観点からは人の確保とかも考えていきますと、非常に難しい観点がありますので、引き続き次年度、この訪問指導事業を実施していくに当たっては、当初予算で組めるような体制でもって、しっかり市町村との連携を図っていくことを強く要望したいと考えております。

そして、質問要旨のア. でございます。

特別対策補助金についての部分でございますけれど、補助額は増加をしていますが、41市町村中14市町村にとどまっているという現状からすると、いわゆる積極的に取り組んでいる市町村と、そうでない市町村があるということは、その市町村によってはそれなりの理由があるかと思います。

その理由を、しっかりと当広域連合は分析をする必要があるのではないでしょうか。

また、しっかりとこの補助金の有効活用を促していくためには、積極的な呼びかけだけではなく、 市町村の後期担当に寄り添った事業展開等、情報 発信を当広域連合はやっていくべきだということ を指摘させていただきたいと思います。

この市町村の後期担当以外に、介護予防担当課とか、また健康増進課というような、こういった方々と横の連携をしっかりとって、連携強化を図って事業の推進を図っていかないといけないという、またこの協力が必要であるということが前提であるのであれば、やはり今当広域連合が、そういった説明会とか、そういった呼びかけをする際に、やはり事務担当者レベルだけでは、呼びかけの周知のあり方も少し弱い印象も受けます。

また、各市町村現場においては、理解の濃淡が 出てくることも、今現状起こっているのではない でしょうか。

なので、やはりここは連合長や副連合長の皆様が直接手分けをして、各市町村に依頼をする等、どういった方法かは当広域連合でしっかり考えていただきたいわけでありますが、きちんとしたリーダーシップを発揮していただき、そして事業の推進に向かってしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えるわけなんですが、最後に連合長のご見解を含めてお伺いさせていただけない

でしょうか。

〇議長(宮城弘子)

島袋俊夫連合長。

〇連合長(島袋俊夫)

高橋真議員には、健康指導管理につきましては、 毎回取り上げていただきまして大変ありがとうご ざいます。

うちの担当課長からもお話ありましたが、今年 度から直接、委託と合わせて、各市町村の連携の 中で事業を展開していくところでありますけども、 やはり先ほど高橋議員のみならず、大石議員もお っしゃっておりましたが、高齢者の方々が住みな れた地域で生きがいを持って健康長寿を全うする というのが、まさに私たちが目指すテーマだろう と思っております。

そういう意味からすると、まず重篤化を防止するということで、広島大学院とのレセプトの分析調査の結果からも、どこにターゲットを絞って指導していけばいいということはわかっているわけでありますので、要はそれにどうやって取り組んでいくかということが求められていると思います。

平成28年、今年から、先ほど課長から説明がありましたとおり、それに動きを加速していくにはどうすればいいかということで、高橋議員がおっしゃるように、私どもが直接各市町村におりていって、その事業の重要さの説明をしていくということで理解を深めるということも大事かと思います。

それから、先ほど来ご指摘がありますように、各市町村、このことについての温度差がある。それはマンパワーの不足なのか、それとも各市町村は組織構成が違いますので、その組織構成に難があるのか、そこら辺も含めまして、担当する課がいろいろ名称も違っているということもありますので、私どもとしては、それを広域的に、総括的に、この事業のよさ、それからその必要性、それをキャンペーンといいますか、大きく各市町村へ訴えていく。その取り組みをどのような形でやっていけばいいのかということは、先ほど来ありますように試行錯誤の中ではありますけども、今後も努力をしてまいりたいと思っております。

このことが各41市町村等しく受け入れられる補

助金、あるいはまたその体制づくりが、広域連合と市町村とが一緒にできるような方策はないのか、 そこを今一度突き詰めて検討させていただきたい と思います。ご提言、大変ありがとうございます。

〇議長(宮城弘子)

高橋真議員。

〇高橋真議員

連合長、答弁ありがとうございました。 期待して見守りたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(宮城弘子)

これをもって高橋真議員の一般質問を終わります

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

〇議長(宮城弘子)

続きまして、日程第11、これより討論・採決を 行います。

〇議長(宮城弘子)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)について、本案に対する討論を行います。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

〇議長(宮城弘子)

これより承認第1号について採決いたします。 本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

〇議長(宮城弘子)

認定第1号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、本 案に対する討論を行います。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いた します。

〇議長(宮城弘子)

これより認定第1号について採決いたします。 本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

〇議長(宮城弘子)

認定第2号、平成27年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合特別会計歳入歳出決算認定について、本 案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いた します。

〇議長(宮城弘子)

これより認定第2号について採決いたします。 本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

〇議長(宮城弘子)

議案第12号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合一般会計補正予算(第1号)について、本 案に対する討論を行います。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

〇議長(宮城弘子)

これより議案第12号について採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議あ りませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(宮城弘子)

議案第13号、平成28年度沖縄県後期高齢者医療 広域連合特別会計補正予算(第1号)について、本 案に対する討論を行います。

(「なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

〇議長(宮城弘子)

これより議案第13号について採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

〇議長(宮城弘子)

日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出について議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申し出のとおり、 閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査

に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

〇議長(宮城弘子)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、 その条項、字句、数字、その他の整理を要するも のにつきましては、会議規則第45条の規定に基づ き、その整理を議長に委任されたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

〇議長(宮城弘子)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、 議長に委任することに決定しました。

〇議長(宮城弘子)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

〇議長(宮城弘子)

これで、平成28年第2回沖縄県後期高齢者医療 広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前12時18分 閉会)

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成28年(2016年)8月19日

議 長 宮城 弘 子

署名議員 城 間 勇

署名議員 石原昌雄